

商 工 第 303 号
令和 3 年 3 月 22 日

一般社団法人岩手県工業クラブ 会長 様

岩手県商工労働観光部長

岩手県新型コロナウイルス感染症対策に係る知事メッセージ等について

日頃から、本県の商工業・観光業の振興について、格別の御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、1月7日に発出された緊急事態宣言が、3月21日をもって全国で解除されたことを受け、県では、本日、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第30回本部員会議を開催いたしました。

この会議において、新型コロナウイルス感染症に関する留意事項等について報告されるとともに、当部からは、東北デスティネーションキャンペーンを4月1日から予定どおり開催することや、感染症対策を徹底した上で、お客様を最高のおもてなしでお迎えすべく、「あなわん運動2.0」を展開中であること等を報告しました。

また、変異株は全国的に広がる可能性が指摘されており、首都圏をはじめ、新規患者数が下げ止まり再拡大の傾向が見られる地域があることや、宮城県・仙台市では独自の緊急事態宣言を出しており、特に仙台市において急激な感染の拡大が確認されていることから、一層の警戒をお願いする知事メッセージが発出されました。

つきましては、貴会におかれましても、別添の知事メッセージ及び本会議での報告内容について御了知いただき、一層の感染対策や産業支援等に御尽力いただくとともに、会員の皆様への周知について、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

担当：商工企画室 管理課長 星野
電話：019-629-5526

新型コロナウイルス感染症対策本部 第 30 回本部員会議
知事メッセージ（令和 3 年 3 月 22 日）

1 月 7 日に発出された緊急事態宣言は、昨日（3 月 21 日）をもって全国で解除されました。

しかし、変異株は全国的に広がる可能性が指摘されており、首都圏をはじめ、新規患者数が下げ止まり再拡大の傾向が見られる地域もあります。

また、隣県の宮城県においては、過去最多の新規患者数が報告され、宮城県と仙台市が独自の緊急事態宣言を発出しました。

県民の皆さまには、感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来については、慎重な判断をお願いします。

特に仙台市において急激な感染の拡大が確認されていますので、一層の警戒をお願いします。

県内の感染状況は、3 月に入り久慈地域や盛岡地域でクラスターや、他県との往来による感染が確認されておりますが、本日（3 月 22 日）現在で、人口 10 万人当たりの直近 1 週間の新規患者数が 1.9 人、確保病床使用率は 8.8%となっており、医療提供体制が直ちにひっ迫する状況ではありません。

これから年度末、年度初めの時期を迎え、人の移動、人が集まる機会が多くなり、感染リスクが高まる場面が増えます。

県民の皆さまには、発熱、咳等の体調不良時には、「かかりつけ医」「受診・相談センター」に電話相談の上、早期に医療機関を受診し、検査を受けていただきますようお願いいたします。

医療機関には、発熱等の症状のある方への積極的な検査の実施をお願いします。

全国の緊急事態宣言は解除されましたが、ここで気を緩めることなく、改めて、県民の皆さま、来県される皆さまの一人ひとりが、三密を避け、手洗いや常時マスクの着用などの基本的な感染対策を徹底していただくようお願いいたします。

令和 3 年 3 月 22 日
岩手県知事 達増 拓也

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和 3 年 3 月 18 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年 3 月 21 日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。

- 解除後もこれまでの経験を踏まえた取組が必要。国・自治体は監視、検査等の体制を着実に整え、国民の行動変容への理解と協力を得ていく。
- 忘年会等での感染や帰省による世代間の伝播等を契機に生じたと考えられる急速な感染拡大については、年初から2か月半の間の緊急事態宣言により感染状況は改善。この間に特措法及び感染症法の改正法が成立し、ワクチン接種が開始される一方、従来株よりも感染性が増していることが懸念される変異株への感染が国内でも継続的に確認。
- 基本的な感染予防策の徹底が重要といったこれまでの経験で学んできたことを社会全体で共有することが必要。そして同じく、これまでの経験で明らかになった感染リスクの高い場（飲食の場、恒例行事など）に着目した戦略的な情報発信の強化とともに、正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた情報発信等を推進。
- 社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するため、国及び自治体において、1.～5.の取組を進める。コロナ禍の中での医療提供とワクチン接種の双方に対応する医療関係者の負荷を減少させ、地域の変異株の探知を的確に行えるようにするためにも、感染防止対策の徹底が必要。
- 特に、都市部から周辺地域へというこれまでの感染拡大の経過を踏まえるとともに、特に東京都を始めとする大都市部について、自治体と密接に連携し、感染拡大を防止するため、機動的に徹底的な対策を実施。

1. 飲食の感染対策

- ・ガイドラインの見直し・徹底による飲食店等における感染防止策の促進
- ・AIシミュレーションや新技術の導入による新たな感染防止策の促進
- ・クラスター対策の強化、改正特措法の活用などによる早期対応

2. 変異株対策の強化

- ・変異株を早期に探知し、積極的疫学調査と検査等によりクラスターの迅速な封じ込め、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。
- ・変異株流行国に該当する国の早期拡大、国が運営するセンターによるフォローアップの充実、変異株流行国からの入国者に行う入国後3日目の検査の変更（抗原定量→PCR）、航空便の搭乗者数の抑制など水際措置の強化
- ・変異株スクリーニング検査での抽出割合を早期に40%程度まで引き上げ。民間検査機関・大学等と連携した変異株PCR検査・ゲノム解析の体制強化などを通じたサーベランス体制の強化、専門家派遣等の支援

3. モニタリング検査など感染拡大防止策の強化

- ・行政検査・モニタリング検査・民間検査を組み合わせた戦略的検査の実施
- ・感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査の実施
- ・保健所による感染源推定のための調査を含めた積極的疫学調査の強化
- ・高齢者施設の従事者等への積極的検査など高齢者施設対策の強化
- ・保健所の体制強化（人材育成・確保、専門家派遣等）

4. ワクチン接種の着実な推進

- ・重症化リスクや医療提供体制の確保等を考慮し、医療従事者等、高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種を着実に推進
- ・ワクチンの有効性・安全性に関する情報収集・情報提供を推進

5. 医療提供体制の充実

各自治体で今回の感染拡大局面での課題を点検・改善し、次の感染拡大時に確実に機能する体制に進化させ、「相談・受診・検査」～「療養先調整・搬送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用される流れを確保

- ・次の感染拡大に備え、概ね4月中を目途に「検査体制整備計画」を見直し
- ・解除後も病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合の緊急的な患者対応を行う体制もあらかじめ検討し、早急に対応方針を定める。
- ・地域で一般医療とコロナ医療の両立について改めて協議し、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、患者受入が実際に可能なコロナ病床・宿泊療養施設を確保。5月中までに「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し
- ・医療機関の役割分担の徹底、医療人材の確保、後方支援医療機関、退院患者を受け入れる高齢者施設等の確保や転院支援の仕組みの導入等により、実効的に病床を確保・活用することを徹底
- ・病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングし、感染拡大防止策に適時適切に反映
- ・宿泊療養の利活用促進に向けた好事例の横展開、パルスオキシメーターの確保など、宿泊療養・自宅療養を通じた療養環境確保のための取組の推進

新型コロナウイルス感染症

宮城県・仙台市

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策の
実施について

宮城県・仙台市

令和3年3月18日

新型コロナウイルス感染症

宮城県・仙台市

緊急事態宣言

期間：3月18日から4月11日

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

1 感染抑制対策

- ・県民・仙台市民に向けた実効性のある対策徹底の要請
- ・飲食店・利用者への呼びかけ強化

2 早期発見と感染拡大防止対策

- ・緊急拡大検査の実施
- ・高齢者施設における検査体制等の強化
- ・保健所体制強化による感染封じ込め

3 営業時間短縮要請にむけた機動的な発動

緊急事態宣言
宮城県・仙台市緊急対策
【 1 感染抑制対策】

県民・仙台市民に向けた実効性のある対策徹底の要請

期間：令和3年3月18日～4月11日

- **県全域で不要不急の外出や移動を自粛してください。**
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようして下さい。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断して下さい。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断して下さい。
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底して下さい。

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

【1 感染抑制対策】

飲食店及び利用者への呼びかけの強化

- ・民間企業・各関係団体の協力による広報の実施(3/18～)
- ・飲食店への個別通知の実施(3/18)
- ・街頭・若者への呼びかけの実施(3/18)

配布チラシ

飲食店での感染拡大防止

に積極的な御協力をお願いします！

01 ガイドラインを守って 営業しているお店を選びましょう！



利用者ができること
ガイドライン遵守店を利用



お店ができること
ガイドラインの項目を遵守

県の「新型コロナウイルス対策実施
中ポスター」を掲示してい
る飲食店はホームページで
確認できます。



こちらのポスター
が対応です

02 長時間・多人数・大声での 飲食は避けましょう！



利用者ができること
長時間・多人数で利用
せずに会話



お店ができること
ソーシャルディスタンスの確保
/パーティションの設置等

会食は、なるべく短い時間、
なるべく少人数で、大声を
出さずに行いましょう。

03 会話の際は マスクを着用しましょう！



利用者ができること
会話の際はマスク着用徹底



お店ができること
従業員のマスク着用徹底

飲食するときだけマスクを
を外し、会話の際はマスク
をつけましょう。

04 お店が求める感染防止策に 協力しましょう！



利用者ができること
従業員の店頭に置く
マスクを外すよう要求しない



お店ができること
利用者への注意喚起
感染防止策の徹底

飲食店は、お客様には「弱い
立場」です。感染防止策
を実施している飲食店を困
らせるような言動はお控え
ください。

宮城県・仙台市

飲食店掲示用ポスター

お店が求める感染防止策に
積極的に協力しましょう！



マスクなし・大声
での会話は控えましょう



「マスクを外せ！」
と言わないで！

飲食店は、お客様には「弱い立場」です。
大声での会話を注意したり「マスクを外せ！」などの要求を
拒否したりすることが難しいとの声が聞かれます。

感染防止策を実施している飲食店を
困らせるような言動はお控えください。

宮城県・仙台市

【協力企業（五十音順）】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、イオン株式会社、カゴメ株式会社、株式会社七十七銀行、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、損害保険ジャパン株式会社、第一生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日本生命保険相互会社、日本郵便株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、みやぎ生活協同組合、宮城中央ヤクルト販売株式会社、明治安田生命保険相互会社

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

【 2 早期発見と感染拡大防止対策】

緊急拡大検査の実施

【重点取組】 繁華街における集中検査

飲食店を起点とした感染が、感染拡大の一因となっていることから、飲食店が集まっている繁華街において、集中的に検査を実施する

- 実施場所 仙台市中心部の繁華街
- 実施時期 令和3年3月下旬から

【重点取組】 市中におけるモニタリング検査

市中において幅広くPCR検査を行い、感染状況をモニタリングする

- 実施場所及び対象者
 - ・仙台市中心部における通行者等
 - ・企業の従業員、大学の学生等
 - ・大型集客施設の来訪者等
- 実施時期 令和3年4月から

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

【2 早期発見と感染拡大防止対策】

高齢者施設における検査体制等の強化

- 感染拡大地域内の高齢者施設において、無症状者を含めた幅広い検査の実施
- 高齢者施設職員を対象とした検査の実施
- ケア付き宿泊療養施設の運用



今後、対象範囲・実施方法の見直しにより検査を拡充

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

【2 早期発見と感染拡大防止対策】

保健所体制強化による、感染の封じ込め

【重点取組】仙台市保健所への緊急応援

仙台市保健所の状況

新型コロナウイルスによる多数の感染者が発生しており、それに伴う積極的疫学調査の対象が拡大し、また、多数の感染者及び濃厚接触者に対し継続的な健康状態の確認・健康管理とフォローアップ等を行う必要が生じている



仙台市の対応

- 保健所への保健師の更なるシフト
- 事務職員の更なる活用
- 県への応援派遣調整依頼
- 積極的疫学調査、入院等調整などに係る保健所体制の総合的強化

県の取組

- 知事が厚生労働省に対して、専門職の応援派遣の調整について依頼（3/17 保健師20名）
- 県から仙台市保健所に対して3/17リエゾン（保健師）2名を派遣。受け入れ体制が整い次第、県の機関から保健師3名を派遣予定。

国や他県の取組等

- 厚生労働省からリエゾン3名来県
- 近隣県に対して応援派遣依頼
- 外部専門職人材バンク登録名簿の活用
⇒3/18から応援実施

緊急事態宣言

宮城県・仙台市緊急対策

3 営業時間短縮要請にむけた機動的な発動

今後、これ以上の病床ひっ迫となった場合、飲食店に対する営業時間短縮の協力要請を速やかに行う。

第4期

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について(案)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年3月25日(木) 午後9時から 令和3年4月12日(月) 午前5時まで
2 対象施設	(食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設) ① 接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
3 対象区域	仙台市全域
4 要請内容	午前5時から午後9時までの時間短縮営業

■ 時短要請相談窓口(コールセンター) 電話 022-211-2332
受付時間 毎日9:00~17:00 ※3月22日(月) 9:00開設

新型コロナウイルス感染症に関する留意事項について

令和 3 年 3 月 22 日
岩手県新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 他の都道府県等の往来

感染が拡大している地域や外出の自粛等が要請されている地域との往来は慎重に判断するようお願いします。

宮城県・仙台市は独自の緊急事態宣言を出しており、特に仙台市において急激な感染の拡大が確認されていますので、一層の警戒をお願いします。

感染が拡大している地域

- ・ 直近 1 週間の新規患者数（対人口 10 万人）が、15 人以上の地域^(※1)
宮城県、沖縄県、東京都

外出の自粛等が要請されている地域

- ・ 不要不急の往来や外出の自粛のお願いをしている地域^(※1)
宮城県、山形県（山形市）、群馬県（伊勢崎市、大泉町）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県

※1 「感染が拡大している地域」及び「外出の自粛等が要請されている地域」

3 月 21 日現在の状況。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部調べであり、県ホームページで公開していますので、移動の際は、訪問先や出発地の状況の確認をお願いします。

2 年度末等における感染防止

年度末や年度初めは、人の移動や集まる機会が多くなることから、感染リスクの高まる場面に一層の注意をお願いします。

- ・ 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、大人数や長時間におよぶ飲食など感染リスクの高まる場面に注意して開催すること。^(※2)
- ・ 人に接する場合、特にお年寄りに接する場合や会食を伴う場合は、感染対策に気を付けること。
- ・ 他の都道府県から岩手県に来県される際は、来県後 2 週間は、それまでにいた都道府県が要請している自粛等を継続すること。^(※3)

※2 感染リスクの高まる場面

飲食に当たっては、一定の人数や時間による制限をするものではありませんが、以下のような「感染リスクが高まる場面」に注意して開催いただくようお願いします。

- (1) 少人数であっても、狭小な空間や他の集団と一緒に密集した空間で行われる飲食の場面
- (2) 家庭や職場など、いつも近くにいる人以外との飲食の場面
- (3) 時間の経過に伴い、至近距離での会話や接触のリスクが高まる場面

※3 それまでにいた都道府県が要請している自粛等の継続

例えば、それまでにいた都道府県において、「不要不急の外出の自粛」、「会食は4人以下で」、「歓送迎会、謝恩会は控えて」等の要請が出されている場合、本県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いしているものではありません。)

3 基本的な感染対策の徹底

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施をお願いします。

特に重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）^(※4)は一層の注意をお願いします。

家庭や職場を含むすべての場における基本的な感染対策の実施

- ・ 手洗い、常時マスク及び咳エチケットを励行する
- ・ 密閉、密集、近距離での会話や発声等を避ける
- ・ 室内の換気、湿度の調節を心がける

【県民及び岩手県来訪者】

毎日の健康確認、体調不良時は外出を避ける、受診前の電話相談、常時マスク着用、三密を伴う会合等の回避

【事業所】

健康状態・行動歴の記録

【接待を伴う飲食店の利用者と従事者】

接触情報、連絡先情報の記録

【医療機関】

積極的な検査の実施

※4 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患のある方等）

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満があります。

また、妊婦や喫煙歴なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

出典：「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」（厚生労働省）

4 思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い

感染された方々やその家族などに対する差別、偏見、誹謗中傷は決して許されません。相手を思いやる気持ちを持ち、冷静に行動しましょう。

医療関係者をはじめ、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している皆さまに、感謝と思いやりの気持ちをもって応援してくださるようお願いします。



岩手県にお住いの皆さま 岩手県に来県される皆さま

～年度末・年度初めにご注意いただきたいこと～

年度末や年度初めは、**人の移動や集まる機会**が多くなりますので、**感染リスクの高まる場面に一層の注意**をお願いします。

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものは、大人数や長時間におよぶ飲食など**感染リスクの高まる場面※**に注意して開催すること。



(※) 感染リスクが高まる場面について

飲食に当たっては、一定の人数や時間による制限をするものではありませんが、以下のような「感染リスクが高まる場面」に注意して開催いただくようお願いします。

- (1) 少人数であっても、狭小な空間や他の集団と一緒に密集した空間で行われる飲食の場面
- (2) 家庭や職場など、いつも近くにいる人以外との飲食の場面
- (3) 時間の経過に伴い、至近距離での会話や接触のリスクが高まる場面

人に接する場合、**特にお年寄りに接する場合や会食を伴う場合**は、感染対策に気を付けること。

他の都道府県から岩手県に来県される場合は、**来県後2週間は、それまでいた都道府県が要請している自粛等を継続※**すること。

(※) 他の都道府県の要請等の継続について

例えば、それまでいた都道府県において、「不要不急の外出の自粛」、「歓送迎会、謝恩会は控えて」等の要請が出ている場合に、岩手県に来られた後も2週間は、引き続きその要請等を守っていただくようお願いするものです。(一律に自宅待機などをお願いするものではありません。)

発熱等体調の悪い場合には、**かかりつけ医**又は**受診・相談センター**(24時間
全日(土日・祝日を含む)TEL: 019-651-3175)に**電話相談**をお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制について

1 医療従事者向けワクチンの接種について（第 3 弾）

(1) 配給スケジュール

(第 3 弾) 1 回目分

① 4 月 12 日の週 : 15 箱 (17,550 回分)

② 4 月 19 日の週 : 15 箱 (17,550 回分)

計 30 箱 (35,100 回分)

※ (195 バイアル/箱) 1 バイアル 6 回分 として算定

※ 2 回目分として各 3 週間後に同数量が配給

(2) 接種対象者

医療従事者の接種希望者全員

48,750 人 (第 1 弾～第 3 弾の配給人数) / 45,435 人 (接種希望者数)

第 1 弾 : 9,750 人、第 2 弾 : 3,900 人、第 3 弾 : 35,100 人

(3) 接種体制について

医師会等の関係機関と連携し、医療圏毎に接種体制を検討中

(4) 接種状況 (3 月 22 日現在)

8,671 人 / 9,750 人

2 高齢者向けワクチンの接種について

(1) 配給スケジュール

(第 1 弾) 4 月 5 日の週 : 2 箱 (1,950 回分)

(第 2 弾) 4 月 12 日の週 : 10 箱 (9,750 回分)

(第 3 弾) 4 月 19 日の週 : 10 箱 (9,750 回分)

(第 4 弾) 4 月 26 日の週 : 33 箱 (32,175 回分)

計 55 箱 (53,625 回分) [26,812 人分]

(※ 県内高齢者数 40.6 万人 (令和 2 年 10 月 1 日現在))

(2) 今後のスケジュール

4 月 12 日(月) 接種開始

3 相談体制について

(1) 県の相談体制

岩手県新型コロナワクチン専門相談コールセンターの設置

- ・ 設置日 3月30日(火)
- ・ 受付時間 9:00~21:00(土日祝日を含む)
- ・ 体制 看護師等資格を持つ専門職による相談対応
相談に係る医学的な指導・助言について岩手医科大学に委託

[ワクチンコナゼロ]

・ 電話番号 フリーダイヤル 0120-895670

・ 業務内容

副反応に係る相談等の医学的知見が必要となる専門的な相談への対応
被接種者に副反応を疑う症状が発生した場合に、専門的な医療機関への診療の協力を依頼

【参考：相談体制の役割】

県 : 医学的知見が必要な相談に対応する相談コールセンターを設置

市町村 : 予約受付や接種会場等に関する一般相談に対応するコールセンター等設置

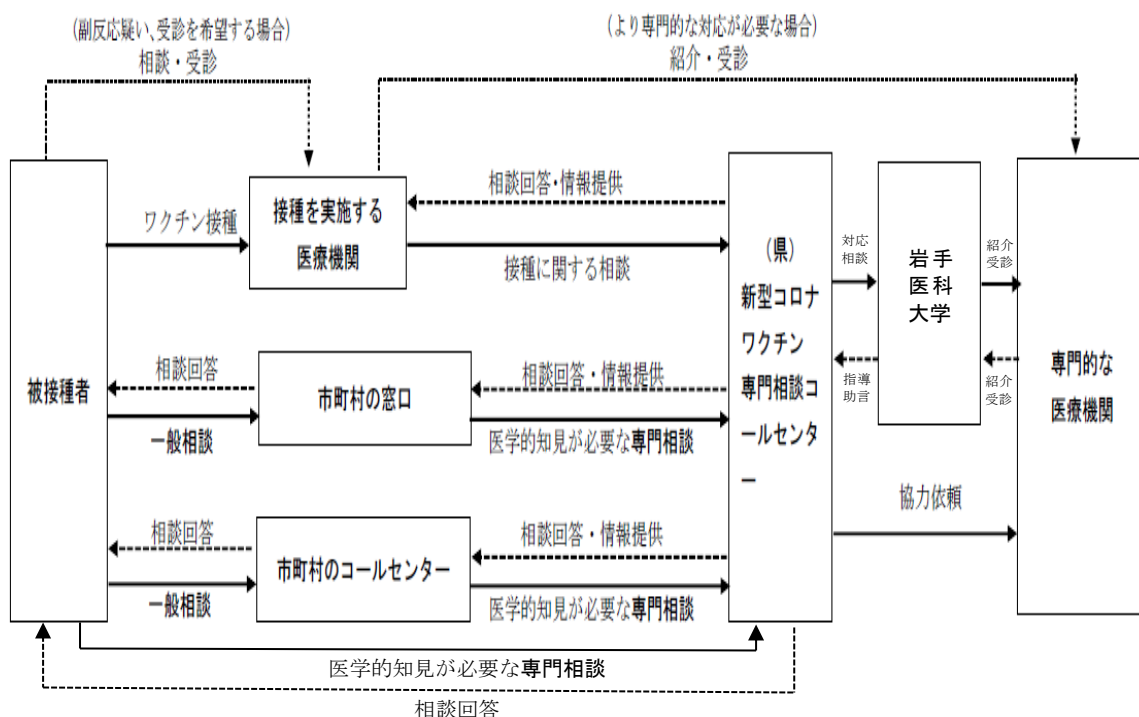
(2) 副反応等への対応

かかりつけ医等で対応できない入院治療等に対応する専門的な医療機関として

10 医療機関に委託し、4月1日より運用開始。

(各医療圏域に1医療機関+全圏域に対応する1医療機関の計10医療機関)

<相談体制のイメージ図>



東北デスティネーションキャンペーンについて

1 キャンペーン概要

(1) 期間

令和3年4月1日(木)～9月30日(木)

(2) 対象地域

東北6県

(3) キャッチコピー・ロゴマーク

ア キャッチコピー

巡るたび、出会う旅。東北

イ ロゴマーク



2 キャンペーン期間の取組

(1) 情報発信による宣伝・誘客

ア 観光PR資材を活用した発信

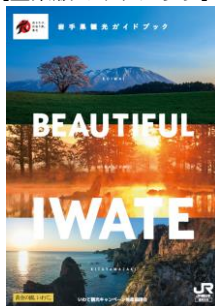
① 観光ガイドブック

東北DC特別企画を中心に、県内の観光スポットを広く紹介する全県版観光ガイドブックを、県内外イベントや東北域内のJR主要駅等で配架し、誘客を図る。

また、東北DCに向けてタイアップ出版する旅行ガイドブック「ことりっぷ」の掲載内容を活用して作成するエリアガイドブックを、県内観光施設等で配架し、県内周遊を促進する。

- 発行部数：全県版ガイドブック 30,000 部
エリアガイドブック 90,000 部（3エリア×30,000 部）
- 発行時期：令和3年3月
- 配架場所：JR東日本盛岡支社・秋田支社・仙台支社管内の主要駅、
県内外のイベント会場、県内観光施設等

[全県版ガイドブック]



[エリアガイドブック]



② ポスター

全県版ガイドブックと統一イメージとなるポスターを作成し、県内外イベントでのPRでの活動や県内の観光施設等で掲出により、本県の魅力を発信する。

- 作成枚数：600 枚（3種類×200 枚）（予定）
- 掲出場所：県内外のイベント会場、県内観光施設等

イ 物産展・イベント等の活用等による発信

首都圏等で開催される物産展や観光PRイベント、東京2020オリンピック・パラリンピック関連イベント等の様々な機会を捉えて、来場される皆様へ復興支援への感謝を伝えるとともに、東北DC特別企画をはじめとした観光情報を発信し、誘客を促進する。

ウ 多様なメディアを活用した情報発信

旅行雑誌やWEB媒体等へのタイアップ記事の掲載、東北DC特別企画や岩手の世界遺産（登録10周年を迎える平泉、登録が見込まれる御所野遺跡、橋野鉄鉱山）等の観光情報を発信し、誘客を促進する。

(2) 誘客イベント等の開催

ア オープニングセレモニー・イベントの開催

東北DCのオープニングを記念して運行される団体臨時列車の盛岡駅到着に合わせ、オープニングセレモニーを開催し、東北DCのスタートを広く周知する。

併せて、訪れた観光客の皆様に県内の観光情報を発信し、周遊観光を促すPRイベントを開催する。

■開催日：4月3日(土)

■会場：盛岡駅 滝の広場

イ 市町村や民間、団体等と連携した誘客・周遊の促進

民間等と連携した誘客イベント等の開催、市町村等が主催するイベント等と連携した来場者に対する県内の観光情報の発信等により、県内周遊や再訪を促進する。

ウ ファイナルセレモニー・イベントの開催

東北DC期間に訪れた観光客の皆様に感謝の意を表すとともに、地元のおもてなし機運を保ちながら、東北DC後の誘客に向けて観光振興の取組を継続していくため、ファイナルセレモニーを開催する。

併せて、訪れた観光客の皆様に秋季・冬季の岩手の観光情報を発信し、東北DC後の再訪を促すPRイベントを開催する。

■開催日：9月下旬

■会場：調整中

(3) その他宣伝・誘客

ア 県事業と連携した県内周遊促進キャンペーンの展開

県が実施する震災から10年目を契機とした沿岸地域への誘客を促進する取組と連携し、沿岸地域をはじめとする県内周遊を促進するキャンペーンを展開する。

■実施時期：6～9月（予定）

イ 東北DC期間の来県客を対象にした東北DC後のリピーター化の促進

東北DC期間に岩手を訪れる観光客を対象に、秋・冬の観光情報の発信等により東北DC後の再訪を促す取組を実施する。

■実施時期：6～9月（予定）

ウ ポケモンキャラクターを活用した周遊促進

ポケモンキャラクターを活用して、スタンプラリー等の県内周遊を促進する取組を実施する。

■実施時期：7～1月（予定）

エ 東北DC推進協議会と連携した誘客・宣伝

東北DC推進協議会と連携し、個人観光客に向けた情報発信等のプロモーションを実施する。

(4) 受入態勢の整備

おもてなし機運の醸成

県内のおもてなし機運を醸成する「あなわん運動 2.0」を展開するとともに、宿泊・観光施設等においてのぼり旗等を掲出し、県内への東北DCの周知と観光客の皆様への歓迎ムードを高める。

東北DCに向けて
アップデート!

あなわん 運動2.0



あな たも わ たしも わん こきょうだい!

一人ひとりのおもてなしが岩手の魅力アップにつながります!

あなわん運動2.0とは?

東北デスティネーションキャンペーンに向けて、わんこきょうだいをリーダーに、県民の皆様とともに、岩手県の魅力アップをサポートしていく運動です。

「Welcome to TOHOKU隊」として登録し、活動していただくことで、さらなる魅力アップへとつながります。

岩手の魅力アップ!



東北を訪れたお客様に
名物や美味しいものを
どんどん発信してみましょう。



観光バスやイベント列車を
見かけたら手を振って
大歓迎しましょう。



どこへ行ってもゴミのない、
クリーンな環境を
目指しましょう。

新型コロナウイルスの感染に注意しながら、思いやりの心を持っておもてなししましょう。



あなわん運動2.0

についてはこちら

<https://iwatetabi.jp/anawan2/>



裏面をご覧ください、「Welcome to TOHOKU隊」への登録もお願いします。

「Welcome to TOHOKU隊」とは

東北デスティネーションキャンペーン期間中に、東北を訪れるお客様に向けておもてなしを宣言し、実践していただく方々

【対象】

東北6県にお住まいの方（個人、企業・団体）

【活動内容の一例】



東北の街を
キレイに



笑顔で
おもてなし



記念撮影の
お手伝い



東北の
魅力を発信



元気に
あいさつ



外国語で
ご案内

【特典】

- ご登録いただいた方に、認定証を発行
- 認定証を交換窓口（県内34箇所）にご提示いただくと、オリジナル缶バッジをプレゼント！（企業・団体の場合には郵送します）

【認定証】



【缶バッジ】



【登録方法】

東北デスティネーションキャンペーンホームページから登録をお願いします。

<https://dc.tohokukanko.jp/dc-welcome/>



※登録用ページには、
「あなわん運動2.0」サイトからもリンクしています